

明治18年教育令と辻新次

関 口 直 佑*

はじめに

筆者は先に「明治初年の文部行政と辻新次」と題し、明治初頭から6年にかけての辻新次の動向を探った〔関口 2009〕。本稿はそれに続くものとして、国立国会図書館憲政資料室に保管されている辻新次関係文書を中心に、明治18年に改正された教育令制定における辻の動静を論じてゆくこととする。

明治10年代の教育界の情勢は、当時の時代状況と密接に絡み合いながら推移し、試行錯誤を繰り返しながらの模索実験の過程であった。財政の窮乏と民力の衰退、地方制度の改正、自由民権運動の勃興、知育中心から徳育重視への要求、日清関係の緊張といった外的要因は、学制以来の教育政策に転換を迫ることとなる。明治12年に文部大輔田中不二麿によって企画された教育令は、自由化政策の一途を辿り、結果として全国的な小学校の衰微を招く。そのため翌年には河野文部卿により干渉主義的な教育令へと改正される。その後、明治18年には未曾有の農村恐慌に際し、区町村の教育費を削減するため、大木文部卿により再び教育令の改正が実行される。森有礼が文部大臣に就任し、学校令を

制定する明治19年までのこの時期の文部省は、一貫して安定した教育政策を打ち出し続けることは不可能であった〔倉澤 1975: 908-924〕。知育と徳育、英仏学と独逸学、自由主義と干渉主義といった軋轢は、政府内においても顕著な傾向として存在していた。こうした時代情勢において、明治10年に文部権大書記官に就任した辻は、そうした渦中で省務に奔走しながら省内の中心的ポストを担うようになる。以下では、従来紹介されていなかった大木文部卿から辻へ宛てられた書翰、及び辻の言説を中心に、明治18年教育令発布前後の辻の動向を論じてゆくこととする。

教育令の改正と辻新次

明治10年(1877)に発生した西南の役は、膨大な軍事支出を必要とし、政府はこれに対し不換紙幣の発行で対処した。このため米価は高騰し、農村は一時的な好景気となる。ところが、明治13年初頭からの財政危機で紙幣は下落し、物価が暴騰したため、大蔵卿に就任した松方正義は、不換紙幣の処分を断行する。同時に松方はデフレ政策を強行し財政再建に努めたが、農村は疲弊し、困窮を極めることとなった。さら

*早稲田大学大学院社会科学研究所 博士後期課程2年(指導教員 島 善高)

に、明治16年から18年にかけて全国を見舞った災害が不況に拍車をかけ、人々は日々の生活に追われ、学童を学校へ通わせる余裕もなくなりつつあった〔土屋 1968: 217〕。

こうした状況の中で、政府は区町村費の軽減を打ち出し、農村への負担の軽減を試みる。ところが、区町村費の大部分は教育費が占めているため、教育令を再び改正する必要に迫られることとなる。教育令改正を審議する元老院会議において、内閣委員辻新次は、冒頭その理由を以下のように述べている。

例ニ依リ簡單ニ教育令改正ノ理由ヲ陳述セン、現行教育令ハ明治十三年十二月ニ於テ發布セシ、以來幾多ノ實驗ヲ經テ利害得失ノ在ル所ヲ究メ遂ニ之ヲ改正セサルヲ得サルニ至レリ、且ヤ教育ハ必ス國力ト並行セシムルヲ要ス、然ルニ現今ニ於ル教育ノ状況タル稍ヤ國力ト相協ハサル有リ、是亦改正ヲ要スルノ因由ナリ、今ヤ民間ノ窮乏ヲ救ハント欲セハ地方ノ經費ヲ減スルヲ要シ、地方ノ經費ヲ減セント欲ハ町村ノ經費ヲ減スルヲ要ス、兒童ニ施ス八年間ノ普通教育ハ人民ノ義務ニ歸セシムルモ普通教育ノ外ハ其負擔ニ屬セス、普通教育ト雖モ宜ク簡易ノ方法ヲ用ヒ、多費ヲ要セシメスシテ人民ニ便スヘキナリ、因テ本案ニハ學校ノ外更ニ教場ナル者ヲ設ケ必シモ學校ノ如ク正課ヲ踐マサルモ業ヲ受ルヲ得セシム、又費用ノ節減ニ關シテハ學務委員ヲ廢セントス、之ヲ要スルニ今回ノ改正ハ教科ヲ簡易ニシ經費ヲ軽減スルニ外ナラス、又思フニ教育ノ骨子ハ教員ト教則トノ善美ヲ盡スニ在リ、故ニ深ク此點ニ注意シ教員ノ資格ヲ定メ及ヒ教則ノ適否ヲ擇フハ文部卿地方官ノ權内ニ屬セシメ、而シテ現行法中ノ不要ト認メ或ハ法律ニ明掲スルヲ要セスト認ムル件項ハ本案ニハ之ヲ削除ス、又本案ノ急施ヲ要スル所以ハ目下會計年度ノ改換ニ際スレハ本年度ヨリ本案ヲ實施セント欲スルニ由ルナリ、各官請フ、此旨ヲ領シテ速ニ議定センコトヲ〔元老院 1980: 1524-1525〕

上記の辻の説明によると、「民間ノ窮乏ヲ救」うための具体的な政策として「學校ノ外更ニ教場」を設け、必須であった「正課」削ることと、「學務委員」の廃止がなど挙げられている。ここで提案されている「教場」とは、学校用に設立された校舎の中で行われる近代的な教育ではなく、旧来の寺子屋と同じものと考えられている。これは、近代的教育制度の確立を目指して創設された文部省にとっては、退行的政策であるけれども、学校の建設、維持費の捻出が困難な時代状況にあつては、苦肉の策であつたのであろう。倉澤剛はこの点に関し、「文部卿大木喬任という人は実地實際を重視する老練な政治家である。いま民力が凋衰その極に達し、危機的な社会不安をかもしている以上、小学校も寺子屋風に甘んずるまた止むを得ないと判断したものと思われる」〔倉澤 1975: 764〕としている。しかしながら、元老院において「學務委員」の廃止については同意を得るもの、「教場」に関しては議論が紛糾することとなる。このことに関しては、後半で論じてゆきたい。

さて、元老院において教育令改正審議が行われた同日の日付で、文部卿大木喬任から辻に対し書翰が送付されている。この中では大木の動向や、辻への指示が記されており大変興味深い。

昨日元老院ニテ借用致候教育令御返却申入候、昨日幸各議官も多数退出残り居られ候ニ付、議長席ニ相乗入、今般教育令改正之主意申述且全躰ハ今少し完全之モノニ致度旨趣ニ而、一月以來着手致居候得共、完備ならシメントスルニハ、前後支障之場所等無之様、念ヲ入レザルヲ不得、然し地稅節減之事も起リ旁ニ而、現教育令改案之運ニ至リ候義も申述置候

且又、今後學課之改正ヲ致シ小学教場等ヲ設ク

ル之旨趣も委シク申述候、議官一同も甚賛成致
(翻刻不能)
 〇〇〇者、今日之會ニ異議ハ有之間敷ト存候、
 第三条之事ハ兼而御相談致候通り、国民教育令
 之目的ニ付候處、畢竟但書之氣ニ入らざる處よ
 り云々

且逸ニ於而、修身読書習字算術地理歴史博物
 之課、庶民学校之必要ニシテ減除スルヲ不得ト
 文部省ノ達シニテ布達有之、佛ハ右ヲ即法律ニ
 致シ有之段も申述置候、就而ハ、昨日略申入候
 通り、元老院ニテ修正被致被呉候ハ、却而可
 然事申をき候、

国民〇〇之目的ハ各議官も尤賛成ニテ歴史地理
(翻刻不能)
 の欠ク不可ル事等余程了得被致候模様ニテ候、
 仍而貴君より差出され候修正案も副議長までさ
 し出へき候得者、大形修正説起り、可申ト存候
 条、左様御承知有之度候

柴原議官之考案ニ但書ヲ符スル説も有之候、是
 レハ却テ可然ト存候、

本文一所トス

但其学科ヲ云々

呉々も現教育令ノ但書並ニ初等之文字不穩当
 之事御含有之度候、左なく而ハ、小子が申述を
 きタル事ト符号セズシテも不都合ニ而御承知ま
 で申入候

今日ハ多分二読會位までハ相運ニヤト存候、さ
 し急きあらあら

七月二十四日 大木

辻殿 [辻文書21]

書翰によるとまず、大木は教育令の改正審議
 が行われる前日の23日に、元老院において事前
 に議官に対し「教育令改正之主意」を述べてい
 た。また、この中で「一月以来着手致居候得
 共」とあり、明治18年教育令が着手された具体
 的な時期が判明した。先行研究では、山県有朋
 内務卿の「地方経済改良ノ議」をきっかけに、
 これをうけて教育費節減のために教育令の改正
 に迫られたとしており、その着手した時期を明
 治18年2月としている [倉澤:766]。しかしな
 がら、「地稅節減之事も起り」とはあるものの、

実際は1ヶ月ほど早く大木自身の判断によって
 開始していたことが判明した。このことは、改
 正の根拠が内務省側からの触発だけを原因とす
 るものではなく、大木も当時の実情に鑑み、教
 育令改正の結論に至った可能性が考えられる。
 その具体的な改正内容については、大木が「学
 課之改正ヲ致シ小学教場等ヲ設クル」ことを
 説明し、「議官一同も甚賛成」とある。この当
 時、大木に課せられた課題は、教育費を削減し
 つつ、普通教育の基盤は維持するという政策の
 立案であった。同年4月に大木が太政大臣三条
 実美に提出した「町村教育費ノ儀ニ付上申」で
 は、「学校教場」をはじめとする教育の「合理
 化」の経緯を説明している。この中で大木は、
 「方今地方ノ民力一日ヨリ凋弊シ前途治安上ニ
 モ差響少ナカラサルヘキヲ以テ、之レヲ救フノ
 方案ニ就テハ種々御詮議相成候（中略）教育ノ
 事業ハ将ニヤ、其緒ニ就カントスルノ際ナルヲ
 以テトシテ緊要ナラサルモノナク、之レヲ取
 捨スル極メテ困難ナリト雖モ、其急ナルモノヲ
 先ニシテ緩ナルモノヲ後ニシ、或ハ煩雜ヲ避ケ
 テ簡易ニ從ヒ、重複ヲ除テ單一ニ歸シ、廢スヘ
 キハ之ヲ廢シ、合スヘキハ之レヲ合ストキハ、
 其節約ヲ得ヘキモノナキニアラス、故ニ先般來
 略ホ腹按ヲ定メテ夫々取調ヲ命シ、一方ニハ人
 民支出ノ額ヲ減スヘク又一方ニハ急用ノ件ヲ起
 スコトヲ得ヘクシテ、經濟上ニモ宜シキヲ得教
 育上ニモ順序ヲ失ハス、一舉兩全ノ處分ニ出ツ
 ルノ方案ヲ作ラシメ居候」と述べている。そし
 て、その「一舉兩全ノ處分ニ出ツルノ方案」の
 具体的な内容として考案された一つが「教場」
 の認可であった。

なお、この書翰は24日の朝に届けられたもの
 と推定できるが、「今日之會ニ異議ハ有之間敷

ト存候」と大木は認識していたものの、実際の議会は紛糾を極めるものとなった。

第一読会において辻の次に発言した村田保は、「本案第一條其他ニ學校ト教場トノ二者ヲ並掲セリ、思フニ世間僅ニ薦席七八畳ヲ敷ク可キ私立校モ學校ノ名稱ヲ附ス、然ルモ本案ハ屋宇ノ大小等ニ因テ學校ト教場トヲ區別スルカ、本官ノ意見ヲ以テスレハ公立教場モ公立學校モ異ナル有ラサルニ似タリ、又第二十二條ニ學校ト教場トノ敷地ハ地租ヲ免スト言ヘリ、然レハ學校教場相同キカ如シ是レ何ノ故ニ此區別ヲ立ツル耶」〔元老院：1526〕と学校と教場との明確な班別法を問うている。これに対し辻は、「學校ト教場トハ判然ニ區別スルヲ得サレトモ、概言スレハ、諸事凡テ學校ヨリハ簡略ナル者ナリ（中略）今回ハ特ニ教場ナル者ヲ置キ以テ人民ニ便利ヲ與ヘタリ、夫レ學校ト云ヒ教場ト云フモ大ナル異同ヲ存スルニ非ス、教場ハ其家屋ヲ午前ニハ學事ニ使用シ午後ニハ他事ニ轉用スル如キ者ヲ謂フ（中略）従前彼ノ寺子屋ト稱セシ者ニ類スト領會センコトヲ望ム」〔元老院：1526〕と答弁し、辻自身が寺子屋の復活であることを認めている。そして、教場の問題は第二議会に持ち越され、一部の議官による修正説が展開された。例えば榎村正直は、「新ニ教場ヲ置クヲ見ハ、教育ノ事ニ冷澹ナル人民ハ忽チ政府ノ放任主義ニ出タルコトヲ領シ、既ニ設ケタル小學校ヲ廢シテ悉ク教場ニ變スルハ火ヲ睹ルヨリモ明カナリ（中略）斷シテ教場ノ二字ヲ削除セント欲ス」と述べ、「教場ヲ置クノ一事ハ徹頭徹尾同意スル能ハス」〔元老院：1539〕との意を表している。幸い採決では第一条の「教場」の文字を削除する動議は、賛成者少数によって可決するを得なかったが、その後も反対

議官達は、改正教育令の布告案に「教場」の文字が登場すると削除・修正の意を表明した。

加えて、書翰の中で大木は「第三条之事ハ兼而御相談致候通り、国民教育令之目的ニ付」とあり、布告案第三条には「小學校及小學教場ハ兒童ニ普通ノ教育ヲ施ス所トス」とある。これに関し元老院では、教授する学科を明示していないことに対して議論が紛糾することとなる。明治12年に発布された教育令第三条では、「小學校ハ普通ノ教育ヲ兒童ニ授クル所ニシテ其學科ヲ讀書習字算術地理歴史修身等ノ初歩トス、土地ノ狀況ニ隨ヒテ毬畫唱歌体操等ヲ加ヘ又物理博物等ノ大意ヲ加フ殊ニ女子ノ爲メニハ裁縫等ノ科ヲ設ク所トス」としており、13年の改正ではこれに「但已ムヲ得サル場合ニ於テハ讀書習字算術地理歴史修身等ノ中地理歴史ヲ減スルコトヲ得」という但書きが加えられている。

これに関して辻は、「第三條ノ科目ヲ削除セシハ數箇ノ理由ヲ存ス、抑本案ノ大體ノ主義ハ現行法ト同一ナルモ其教則ハ農工商等各其土地ノ狀況ニ隨ヒ適宜ノ方法ヲ設ケント欲ス、蓋シ現行法ハ一定ノ學科ヲ明掲シ爲メニ一般人民ニ適切ナラサル憾ミ有レハナリ、（中略）本案ノ如ク普通教育ト言ヘハ即チ以テ日本國民ノ子弟ヲ教育スル一般普通ノ學問ニシテ、其之ヲ分ツモ之ヲ一科ニ合ハスモ普通教育タルニ背反セサレハ素ヨリ支障ヲ見ス、故ニ但書ヲ附セサツナリ」〔元老院：1526-1527〕と改正理由を述べている。ところが、第二読会において第三条が問題となり修正案が提出された。例えば楠本正隆は「凡ソ何等ノ報國ヲ問ハス教育令ニシテ其學科ヲ明示セサル者ヲ見ス、是レ教育ヲ受クル國民ヲシテ其學科ノ適從スル所ヲ決セシムル爲ナリ然ルヲ若シ豫メ學科ヲ確定セスンハ所謂ル放

任随意ノ教育ト爲ラントス（中略）教育ヲ放任主義ニ委スルハ是レ教育令ナル完全ノ成法ヲ設定セル旨趣ニ反ス」〔元老院: 1549〕としてこれらの動議に賛成の意を表した。このような反対意見に対し辻は、

第三條ニ學科ヲ掲ケル爲メニ支障ヲ生スルハ枚擧ニ勝エス、今之ヲ約言スレハ普通教育ハ中等以上ノ教育ト其趣ヲ異ニシ務メテ簡易ニシテ普及セシムルヲ以テ主眼ト爲ス、故ニ若シ教育令ニ學科ヲ掲ケルトキハ、文部卿ハ必ス其學科ヲ踐マシメサル可ラス、縱令文部卿ハ普通教育ノ學カヲ卑近ニ止メ、以テ簡易ニシテ普及スルノ方法ヲ施行セント欲スルモ到底法律ニ背反スルヲ免レサルヲ奈何セン、原案ノ如ク爲ランコトヲ望ム〔元老院: 1550〕

と発言している。結局、明治18年の教育令改正は改定案通りに布告されることとなった。しかし、元老院会議での修正発議の多くは、新教育令発布後に文部省に対して向けられる批判そのものであり、辻もその懸念を抱いていた。それゆえ、およそ1ヶ月後の8月20日に開催された師範学校卒業生への演説では、教育令改正の主意に加え、世間の批判を予想した内容を語っている。またこの演説は、当時改正の中心的立場たる人物からの数少ない発言でもあるため興味深い。

今般ノ教育令ヲ發セラレシハ、先第一二十三年ニ教育令ノ改正アリシ以來幾五年ヲ經過シタレバ、其當局者ハ實行上ニ於テ種種ノ利害ヲ發明セシナルベク、而シテ其ノ利害ヲ明カニ知リタル以上ハ之ヲ改正シテ其ノ利ヲ取り、害ヲ除カントノ考ヨリ出デタルモノナラン、第二ニハ他ノ凡百ノ事業ト同ジク、教育ノ事業モ國力ト相伴ハザルベカラズ、獨教育ノミハ經濟ニモ其ノ他何事ニモ關ラズト云フコトハ得ベカラザルベ

シ、諸君ノ知ラルル如ク今日ハ民間一般實ニ困弊ヲ極メシ故、教育上ニ係ハリテモ費用ノ節減セザルベカラズ、併シ又節減スベキ時ニ於テモ増加ヲ必要トスルモノハ之ヲ増加スルノ方ナカルベカラズ、今般教育令ヲ改正セラレシハ右等ノ事情ニヨルナルベシ〔教育時論: 13〕

このように冒頭辻は、従来の教育令の弊害を矯正することと、経済の疲弊に伴う教育費削減の必要性を説き、続けてその具体的な改正点について述べてゆく。

十二年ノ教育令ニ於テハ教員ノ資格ハ未十分ニ重カラザリシガ、十三年ノ教育令ニ於テハ小学教員タルモノハ公私ヲ問ハズ師範学校ノ卒業証書ヲ有スルカ、或ハ小學校教員免許状ヲ得タルモノニアラザルベカラザルニ至リタレバ、之ヲ其ノ以前ニ比スルニ大イニ教員ノ地位ヲ善クシ、且高カラシメタリト云フヲ得ベシ、然レバ則教員ノ資格ヲ益益堅固ニセザレベカラズ、此レト一般ニ文部省ニテハ既ニ師範学校中學校教員免許ノ試験ヲ始メラレタレド、此ハ尚日淺クシテ其ノ効未明知スルコト得ザルベシ、然リト雖已ニ小學校教員ニ於テハ幾分ノ好結果アリシコトナレバ、之モ亦同ジク効アルコトナルベシ、然レバ文部省ニ於テハ教員ノ資格ハ正シクセザルベカラズト云フ事ハ數年ノ經驗ヨリ出デタルコトナルベシ〔教育時論: 13-14〕

従来の教育令では、小学校教員は官立公立師範学校の卒業証書を有することを条件とし、その他の学校教員に関して規定はなかった。しかしながら、今回の改正では全ての教員が免許条を所持するよう制度に改訂し、また「教員ハ男女ノ別ナク年齢十八歳以上品行端正相当ノ学力等アリテ文部卿若クハ府知事県令ノ免許状ヲ得タルモノタルヘシ」と定め、教員の資格を厳正に規定した。この事實は、18年教育令が従来の路線と異なり、干渉主義的なものへと転換された

証左と言えよう。そして、続けて辻は、本論で紹介した大木からの書翰でも主眼となっていた教場についての解説を行っている。

抑小學ノ教育ナルモノハ論ズル迄モナク普通教育ナルヲ以テ一人タリトモ就學スルモノ多キヲ要シ、就學ノ多カラン爲ニハ就學スルコトノ容易ナルコトヲ要スベシ、是ヲ以テ今度ハ小學教場ト云フモノヲ設置スルコトニナリシナラン、此ノ教場ト云フモノヲハ即立派ナル資格ヲ備ヘシ教員ヲ必シモ要スルニアラズ、又場所ノ如キモ如何ナルモノニテモ差支ナキコトナルベシ、然レバ町村ニ於テモ容易ニ之ヲ置クコトヲ得ベカラン、此ノ容易ナル道ヲ開キテ可及的就學ヲ容易ニシ、就學兒童ノ數ヲ一人タリトモ増サント云フ方法ナルベシ、即學校ノ組立ハ少シク不十分ナルモ成丈多ク之ヲ擴メント云フ方法ナルベシ、土地ノ情況ニヨリテハ半日學校トカ夜學校トカ云フモノヲ以テ授業スベカラシメ、從來ハ三時間ヨリ減縮スルコト能ハザリシヲ今度ハ二時間ヨリ少カラザルベシト云フコトニナレリ、半日學校或ハ夜學校ハ諸君モ知ラルル如ク、農家ナドニ取りテハ其ノ兒童ハ父兄ノ助力ヲナシタル餘暇ヲ以テ來リ學ブコトヲ得、又商工ナドニ取りテモ其ノ徒弟タルモノノ容易ニ學ニ就クコトヲ得ベキ爲ノモノニシテ、簡様ニ手ヲ盡シ方便ヲ設ケテ以テ學バシメントノコトナルベシ、勿論半日學校夜學校等ハ十分ナル學校ニ若クモノニハアラザレドモ、是レ一人タリトモ多ク就學セシメントスルノ便法ナルベシ、然ルヲ世間或ハ此ヲ以テ教育ハ放任主義ニナリタリナド考フルモノナシトモ期シ難ケレド、決シテ然ルノアラズ、小學ノ教育ハ其ノ品位ハ少シク降ルモ簡略ニシテ一人タリトモ、多ク學バシメントノ主意ナルベシ [教育時論: 14-15]

上記のように辻は、従来の寺子屋の如き教場の容認に関して、文部省側の設置理由とその意図を関係者へ説いている。これまでは、その多くが布告された法令や書翰からその意図を探ってきたが、明治5年学制から18年教育令の制定に

携わっていた人物が、直接教育関係者へ向けて述べているものは限られている。実際、先行研究では干渉主義的な学制から自由主義的な教育令という推移が強調され、初期文部行政が紆余曲折を経て学校令で定着したとしているものが多い。だが、18年改正における「教場」の設置においても、辻の「就學兒童ノ數ヲ一人タリトモ増サント云フ方法ナルベシ」という言葉にもあるように、「自今以後一般の人民華士族農工商及婦女子必ず邑に不學の戸なく不學の人なからしめん事を期す」という学制制定の精神は未だ生き続けていた。確かにこの発言は、時代状況から見出した苦肉の策を、一官僚がその政策を弁明していると理解することもできる。しかし、我が国の近代教育制度の礎である「学制」に込められた高尚な精神を保守しようとしたその気概は、政策に関与した官僚にもあったことは確かである。そして、本論で紹介した以外にも、小学教則、学務委員廃止などについても述べた後で、辻は繰り返し会場の教育関係者へ向け、放任主義という風評を論破するように訴えている。

萬一今度ノ改正ニ於テ簡條ノ減少ト學務委員ノ簡條ノ削除ナドヨリシテ放任主義トナリタリトカ、自由教育トナリタリトカ論ズル者ノアランニハ、同様相互ニ之ヲ弁駁シテ其ノ道理ヲ明ニシ、以テ之ヲ維持セザルベカラズト思ハル(中略)斯ル時ニ會シテハ注意ノ上ニモ注意ヲ加ヘテ世間ノ誤解者ヲ論スコト亦要用ト思ハルレバ斯ク一言セシナリ(中略)諸君ノミニテモ熱心セラレタランニハ世間ノ謬説ハ論破スルニ足ルベシト信ゼラル [教育時論: 16]

こうした辻の発言は、第一線の現場で教育を担う教師に対して、具体的な政策に関する有用

性というよりも、学制以来の指針に変化がないことを強調しているのであろう。個々の政策よりも、その根幹にある国民教育における精神の一貫性は、風評に左右されず、教育関係者が自信を持って学事に従事する支柱となるからであると考えられる。

おわりに

本稿では、関連資料を踏まえて明治18年教育令における辻新次の動向を中心に論じてきた。それらを要約すると以下のように整理できる。

内閣委員として教育令の改正に携わった辻は、大木文部卿の助力も得ながら、法案の可決に尽力する。大木から辻に宛てられた書翰からは、元老院での教育令改正審議における周旋の様相や、辻への指示が示されており、当時の文部省の内情の一端を把握することができた。しかしながら、区町村費の軽減と密接に関連した改正案であり、予算削減の必要上考案された教場の新設や、学科明示の有無に関し、元老院議官から厳しい修正説が展開されることとなる。結果として法案通りに教育令は布告されたものの、辻自身も布告後の世間の風評を懸念しており、直後に語られた演説からは教育関係者に対して、そうした世評に屈することの無いよう強く語られていた。その後、文部省は森文部大臣の下で新たな展開を見せ、辻も初代文部次官として省内での影響力をさらに強めてゆくこととなるが、それに関しては稿を改めて論じてゆきたい。

[投稿受理日2009.11.21/掲載決定日2009.11.24]

参考文献

- 関口直佑 2009「明治初年の文部行政と辻新次」『社会学研論集』14号
倉澤剛 1975『教育令の研究』講談社
土屋忠雄 1968『明治前期教育政策史の研究』文教図書
明治法制経済史研究所編 1980『元老院会議筆記 後期第24巻』
倉澤剛 1975『教育令の研究』講談社
国立国会図書館憲政資料室『辻新次文書』21
内務省 1885『公文録』8月第1
開発社 1885「辻新次君ノ演説」『教育時論』